

# 実務研究

日本税務会計学会  
平成23年7月 月次研究会



佐竹正幸〔神田〕

## こんなにやさしかった！公益認定

### I. 誤解の多い新公益法人制度

従来の社団法人・財団法人は平成20年12月1日から平成25年11月30日までの期間内に新制度での公益法人になるか一般法人になるかの選択をして、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）に移行申請をしなければなりません。期限内に申請をしないと解散になります。

私は内閣府公益認定等委員会の初代常勤委員（二人のうちの一人）として3年間勤めました。新制度は単純明快な制度であって、公益法人になって、それを維持していくためのハードルは低いものと思っています。主な誤解とそれに関する正解をまとめてみましょう。

全国に2万4千強ある社団法人・財団法人の内、今年の9月末までに移行申請をした法人は5022人と2割程度にとどまっています。申請の出足が悪い原因はいくつか考えられますが、最大の原因は新制度が正しく理解されず、誤解に基づいて一般法人を選択しようとしている法人が多いのではないかと思っています。なぜかといえば、市販の新公益法人制度に関する書籍や雑誌の記事をみると、難解な記述が多く、特に公益法人になって、それを維持していくためのハードルが高いといった意味合いの記述が多いように感じられるからです。

公益認定のハードルが高い。↓N.O。ハードルは低いです。  
公益法人になると儲けられない。↓N.O。儲けてもかまいません。  
公益法人は財産を没収されるリスクが高い。↓N.O。財産没収のリスクはかなり低いです。  
一般法人は新制度でも税務上は従来と変わらない。↓N.O。一般法人は不利になります。  
一般法人は自由な法人運営ができるが公益法人はがんじがらめの運営しかできない。↓N.O。公益法人も自由で創意工夫に満ちた法人運営ができます。

### II. 公益法人と一般法人の正しい比較

一般法人の方が公益法人に比べてすべての面で楽だ。↓N.O。一般法人の方が面倒な一面もありません。  
公益法人と一般法人の正しい比較をするためには、公益法人と一般法人とのメリット・デメリットの正しい比較をする必要があります。

	公益法人	一般法人
公益認定基準のハードル	多少あり(※1)	なし
税制上の取り扱い	メリット大(※2)	デメリット大(※3)
赤字の事業をする義務	(公益目的支出計画)なし	(公益目的支出計画)あり
監督・立ち入り検査	多少あり(※4)	原則なし(※5)
財産の没収	稀にだがある(※6)	なし
注意点	法令に従っていればほとんど問題なし	注意が必要(※7)

(※1) ①公益目的事業比率50%以上 ②収支相償、遊休財産額保有の制限はあるが、工夫すればハードルは低い

(※2) ①税務上の収益事業でも非課税 ②寄付した人の税金が安くなるもの ③源泉所得税 ④みなし寄付金 ⑤固定資産税

(※3) 従来の特権がなくなるもの ①源泉所得税 ②みなし寄付金 ③固定資産税

(※4) ルールベースの事後チェックはあるが、法令違反をしない限り処分されることはない

(※5) ただし、公益目的支出計画実施中の期間中は、その実施報告をする必要がある

(※6) かなり悪質な法令違反に限られる

(※7) 一見、自由な運営が可能のように見えるが、次のようなリスクがある

### III. 法人形態選択のポイント（公益認定を目指すべき法人）

私の主張は次の二つに該当する法人は公益認定を目指すべきということです。  
(1)「公益目的事業を行うこと」を主たる目的とする法人  
公益事業とは「学術、技術、慈善その他別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。」(認定法第2条第4号)とされています。  
前段は事業の公益性です。これは、世の中の人たちから公益的な事業であると思われるような事業、というくらいに、常識的に考えればよろしいと思います。

積所得金額を益金の額に算入されることとなる ②乗っ取りを含む経営リスクを公益法人になるメリットがお分かりいただけだと思います。

### IV. 一般法人へ移行する場合の留意点

特例民法法人(従来の社団法人・財団法人)が一般法人へ移行する場合には移行時の時価純資産額相当額(公益目的財産額)を公益のために使う計画(公益目的支出計画)を適正に作成し、それが確実に実施すると見込まれることが求められています。つまり、移行時の時価純資産に相当する分、公益的な事業で赤字を

### V. 移行後の法人運営

新制度では主務官庁制がなくなり、法人の運営は自治に委ねられます。一般法人も公益法人も共に自由で創意工夫に満ちた法人運営ができるようになる反面、役員等の責任は重くなり、経営リスクやディスクロージャーの重要性が高まります。それら、経営環境の変化に対応した適切な法人運営が必要となります。  
従来、主務官庁制の下、法人の役員は無責任で名誉職、よって無報酬というところも多かったようです。新制度では役員の責任は重くなり、仮に無報酬であっても責任があります。社員の役員と同様に、善管注意義務、忠実義務もあれば、社団法人の社員からの代表訴訟の制度も制度化されています。監事監査にも厳格さが求められており、めくら版などは許されません。新制度下の一般法人、公益

法人の理事、監事、評議員に就任される場合には、その責任を自覚され、職責を全うされる必要がありますので、ご留意いただきたいです。なお、私どもでは税理士、公認会計士、司法書士、弁護士などプロフェッショナルを対象とした公益法人関係のご相談も承っておりますので、お気軽にお問い合わせください。  
なお、制度の詳細は拙著「目からウロコ！こんなにやさしかった公益認定」(税務経理協会税込1470円)をご参照いただけます。